2面、



J R 東海 が麻生区

^{匹終了を理由に} 住民説明会実^に 本掘進をねらう 施

開催を通知しました。説明会の日時・場所は に達し完了したとして、このほど住民に対 丘非常口からの調査掘進が百三十三メートル 丘・小野路・坂下西各非常口からの調査掘進 を進めてきましたが、9月の段階で東百合ヶ J R 東海は、 調査掘進での確認結果に関する説明会の 北品川・梶ヶ谷・東百合ケ

12月 開催場所 麻生小学校 17日

調査掘進説明会の開催日時・場所

体育館 午後2時 小田急線新百合

ケ丘駅から 徒歩10分

開催場所 22日 麻生市民館 大ホール

徒歩3分

小田急線新百合 ケ丘駅

(金) 午後6時

先着

(日)

200名

12月

先着

私たちは 本格的掘進」 の開始のための説明会

が問題

新

一ア新幹線を考える

第107号

2023年12月5日

東京

神奈川連絡

りません。 主眼を置いた調査掘進の範囲における掘削を 令和五年九月二九日に終え、現在は『本格的 を急いでいるのか、その根拠が明らかではあ ている中で、なぜ本格的な掘進に向けて準備 西(春日井市)での調査掘進が事実上止まっ 確明らかにされていませんが、北品川や坂下 の掘削目標の手前で「完了」とした理由が明 います」と記されています。百五十メートル な掘進』の開始に向けた段取り替えを進めて の安全対策や周辺環境への影響の実施確認に 説明会の通知には「シールドトンネル工事

られた」と勝手に判断し、急いで本工事を進 は、住民に説明しただけで「住民の理解が得 めようとしていることにあるのです。。 これまで見られたように、JR東海の狙

住宅街の下を掘進する危険性は高い

課題となっているいま、本格的な掘進を始 が地盤の状況把握や掘削機の稼働をテスト 地盤崩落があったことを受けて、JR東海 外環道大深度地下のトンネル工事が原因で めるなら、住民の不安は高まるでしょう。 するために始めたものです。調査掘進が未 調査掘進は、二〇二〇年十月に、東京

以下の通りです。



に向

の被害を受けるリニア残土の搬送車両の走行 道水を利用している三十四名と、騒音・振動 控訴審で、東京高裁(松本利幸裁判長) た百六十六名の原告のうち、相模川からの水 月二十八日、中間判決を不服として上告し ストップ・リニア!訴訟中間判決に対する は十

程度評価できるところはありますが、中間判 誤りを認めた判決であり、高裁判決には一定 ルートから二百メートル以内に居住する二名 決と今回の判決で原告適格を認められなかっ 十二月に中間判決を出した古田孝夫裁判長の 地裁への差し戻しを決めました。 二〇一九年 原告適格を認めた三十六名については、 の原告適格を認める判決を出しました。 **た原告は合わせて5百名近くになるわけで**

> が、高裁判決は「原告の主張は保護すべき個 観保護などを訴えて訴訟を起こしたわけです る南アルプスの豊かな自然環境の保全、 五キロというリニアの安全性や、世界に誇れ かされるという被害のほかに、最高速度五百 人の利益ではない」と切り捨てています。 の権利保護、リニア高架橋の建設に関する景 線や鉄道施設の用地取得に関する土地所有者 弁護団から判決に対 高架

訴訟団長、 が声



: 井澤宏明氏撮影

黄山聡弁護士

しました、 高裁判決に対し訴訟団、 弁護団は声明を発表

私たちにとって訴訟の趣旨をほとんど考慮

ていない司法の判断は変わっていません。

への生活被害がリニア工事や供用によって脅

私たちは、山梨実験線のような、沿線住民

〈訴訟団・弁護団・サポ 共同声明〉 ーター

物権的権利(土地、借地、 害などの被害を受ける高度の蓋然性)、 利・微気圧波・低周波などの環境被害を受け 都六県居住者の多くが有する適格(工事及び スト等)を有する者 実に被害を受ける者=ルート上ないし近辺に る高度の蓋然性、建設後の日照被害、景観侵 工事車両の走行で騒音・振動・大気汚染・水 境を享受する利益)、②リニアルート上の一 確保できる利益、南アルプスの美しい自然環 いて共通な適格(乗車した場合安全な運行を 『本件において訴訟人らは、①全原告につ 借家、立ち木トラ

浮上方式のリニアは運行システムも地震・火 分を肯定するものであった。また超電導磁気 価を鵜呑みにして行われたリニア工事認可処 然への影響を軽視しておざなりの環境影響評 いては原告適格を認めなかった。南アルプス 保されていると客観的に示される資料が提示 災安全性の面でも「乗客の安全な運行」が確 の山腹に巨大トンネルを掘削することでの自 されていないと言わざる得ず、この点を原告 原審判決は原告らに対し①、③の類型につ

体を問題にすることが不可能になる。 であり、金額の争い以外にリニア工事計画自 権利の侵害を受けるしかない状態になること 進行し物件の収用問題が現実化して、物権的 記③について適格を否定することは、工事が 適格から排除して議論を封じ込めた。 また上

法の行政への追随以外の何物でもない り口である訴訟要件で請求を却下するなど司 にもかかわらず、内容について判断せず、入 価による工事認可に厳正な司法判断を求めた のであり、原告側の求めた杜撰な環境影響評 今回の判決も中間判決の趣旨を継承したも

が、一部ではあるものの評価に値する。しか 砦」としての役割を放置していると考える。 の侵害である。我々は司法が「権利擁護の されている。行政訴訟提起への萎縮すら訴訟 団の分断を生じており過大な負担を余儀なく の行政訴訟は高裁に継続しているという訴訟 への差し戻し、敗訴した原告は上告審、本体 本体工事を中止させるまで闘い抜く所存であ 団に強要した判決であり、裁判を受ける権利 し原告適格を認められた原告については地裁 ②について三十六名の原告適格を認めた

主 文 リ ニ 一ア控訴審判決要旨〉

1 原判決中、別紙「控訴人目録(三十六 た部分を取り消す。 人)」 記載の控訴人らの各訴えを却下し

2 戻 す。 上記取消しに係る部分を東京地裁に差し

3 別紙「控訴人目録」記載の控訴人ら以外 の控訴人らの控訴をいずれも棄却する。

4 別紙控訴人目録記載の控訴人以外の控訴 費用は、同控訴人らの負担とする。

判断の要旨

結論

進行に伴う建設発生土運搬車両の運行に起因 ける原告適格を認めることができる。 生活環境に係る被害を受けない利益を根拠と する騒音、振動、大気の汚染による健康又は 地域に居住している二名については、工事の の運行ルートからおよそ二百メートル以内の して、本件各認可の取消しを求める訴訟にお (1) 控訴人らのうち、建設発生土運搬車両

として、本件各認可の取消しを求める訴訟に る水道水または簡易水道を利用している三十 の稼働等に起因する水質の汚濁による健康又 四人については、工事の進行に伴う建設機械 は生活環境に係る被害を受けない利益を根拠 おける原告適格を認めることができる。 また、控訴人らのうち、相模川を水源とす

> ついては、原告適格を認めることは出来ない から、同控訴人らの控訴を棄却する (2) 他方、上記の控訴人以外の控訴人らに

理由

(1) 乗客として安全な輸送薬務の提供を受 ける利益について

るにつき原告適格を有することは出来ない。 を根拠として、本件各認可の取り消しを求め することはできないから、控訴人らは同利益 る利益として考慮されるにとどまり、個々人 の個別的利益として保護すべきものとして解 2)南アルプスの自然環境を享受する利 本件各認可の段階においては、公益に属す

益、保全を求める権利、自然と触れ合

格を有することはできない。 きものと解することはできないので、原告適 と言わざるを得ず、個人利益として保護すべ 上記利益等は、基本的に公益に属する利益

(3)土地、建物、立木に係る所有権、 権又は居住の利益について 借地

はできないから、控訴人らが本件取り消しを 求める原告適格を有することはできない。 に侵害されるおそれのある者に該当すること 律上保護された利益を侵害され、又は必然的 本件各認可により自己の権利若しくは法

梶 にか谷の建設発生土を横浜の大黒ふ頭 に運ぶ

登戸駅通行デッキで川崎市内のリニアエ

隔壁内にリニア残土





横浜港新本牧ふ頭計画図

リニア工事中止を求めるアピールと 出。埋立にはリニア建設発生土六百万立方メ トルを使用。梶ヶ谷調査掘進残土も使用。 横浜市が二百億円、 政府が百億円拠

チラシ配布

百億円、 立事業。

新本牧ふ頭は横浜市が工事を進めている埋

造成費用は九百億円。JR東海が六

写真は登戸駅の宣伝。「リニアは 環境破壊」などの横断幕を張り 巡らせアピール。通行中の市民 も横断幕に目をやっていました





問題についてそれぞれの団体が展示やトーク が参加し、歌やダンス、体操教室等のパフォ きなイベントです。今年は六十七の市民団体 の市民でにぎわいました。 る「2023年ごえん楽市」が開かれ、多く 現況と、本工事の危険性についてアピールす 交流を求める目的で毎年秋に開かれている大 市民館で、中原区市民活動センタ^が主催す 中原区のごえん楽市で に手渡しました。 るとともに、とチラシ配布(二百枚)を市民 ーマンスや、環境、戦争、原発、慰安婦、 事、とくに梶ヶ谷と東百合ヶ丘の調査掘進の 十一月十八日午前十時から、 リニア資料展示、工事中止訴える 市内の市民団体の 川崎市の中原 水

当面の活動予定

12月13日15:00 外環道 21 回口頭弁論

(東京地裁 103 号)

12月17日14:00 調査掘進説明会

(麻生小体育館)

調査掘進説明会 12月22日18:00

(麻生市民館大ホール)

12月23日15:00 新百合ヶ丘駅街頭宣伝

第 140 回定例会 1月13日10:00

(12月下旬に FoEJAPAN 主催のリニア大 深度地下問題リモート学習会があります。

日時については後日連絡します)

リニアブースで説明中

号でお伝えします。またストップ・リニアー

旨の詳細は近く配られる訴訟ニュース三十六

訴訟原告団ホームページでご覧下さい。

原告団・弁護団・サポーターの声明、

川連絡会ニュー編集部がまとめたものです。

今回は十一月二八日の中間判決控訴審の判決

おことわり

を中心にお伝えしました。記事は東京・神奈

ここが問題!リニア新幹線ニュース 山本太三雄(宮前) 天野捷一(中原・高津)090-3910-8173 矢沢美也(麻生・多摩)090-6108-6568 発行 リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会 090-8775-1879 107号